

廿日市市からのご案内

障害福祉分野資格取得等支援補助金

障害福祉分野資格取得等支援補助金とは？

障害福祉分野で働く方を支援するため、下の表の補助対象研修・資格試験等を受講・修了した方に対し、その費用の一部を支給する制度です。

ただし、廿日市内の障害福祉サービス等の事業所で1年以上勤務することをお約束いただいた方に限ります。

対象となる研修・資格試験等名称	補助率	補助限度額
相談支援専門員養成研修 居宅介護職員養成研修 重度訪問介護従業者養成研修 同行援護従業者養成研修 行動援護従業者養成研修 広島県障害者外出介護従業者養成研修 喀痰吸引等研修 強度行動障害支援者養成研修 介護職員初任者研修 介護福祉士実務者研修	補助限度額以内で 全額	1研修あたり 70,000円
社会福祉士国家試験 介護福祉士国家試験 精神保健福祉士国家試験	1/2	1試験あたり 10,000円

補助対象経費 研修受講料・資格試験受験料

申請手続き

研修修了日又は資格取得日から1年以内に申請

- ✓ 申請書等を市HPからダウンロードし、必要書類を添えて、障害福祉課へ提出してください。

必要書類

- ✓ 研修の修了・試験の合格を証明する書類の写し
- ✓ 誓約書兼同意書
- ✓ 支払いを証明する書類等の写し
- ✓ 雇用（予定）証明書等の写し
- ✓ 廿日市市所定の口座振替依頼書

お問合せ

廿日市市健康福祉部障害福祉課

🏠 廿日市市新宮一丁目13番1号

☎ 0829-30-9186 🖨 0829-20-1611

✉ shogaifukushi@city.hatsukaichi.lg.jp

詳しくは、市ホームページをご確認ください。
申請書類の様式もこちらからダウンロードできます。

🌐 www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/125575.html

